

会 議 録

会議の名称	第2回小金井市児童発達支援センター運営協議会		
事務局	福祉保健部自立生活支援課		
開催日時	平成30年8月7日（火） 午前10時から		
開催場所	前原暫定集会施設1階 A会議室		
出席者	委員	高橋 智 会長 金子 猛 副会長 竹中 涼子 委員 川村 祐子 委員 横田 涼子 委員 坂井 鼓麻種 委員	佐々木 由佳 委員 長岡 好 委員 遠山 敬子 委員 不破 淳一 委員 秋葉 美苗子 委員 欠席1名
	事務局	自立生活支援課長 自立生活支援課主査 自立生活支援課主任 児童発達支援センター長	加藤 真一 吉本 朋史 清水 一樹 吉岡 博之
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 平成30年7月までの実績報告 3 事務局からの報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内中学校巡回の実施報告 (2) 講演会・研修会の開催報告 (3) 研修会の内容について (4) 児童発達支援事業の利用者数について 4 平成31年4月利用開始者の募集日程について 5 運営協議会委員による事業評価について 6 外来訓練事業の今後の方向性について 7 事業の利用終了に係る取扱いについて 8 今後の開催日程について 9 その他 10 閉会 		

会長	ただいまから第2回児童発達支援センター運営協議会を開催いたします。事前に田村委員より欠席の連絡が入っております。では、事務局から配付資料の確認をお願いします。
事務局	資料は、次第、資料1平成30年7月までの実績報告、資料2講演会・研修会の開催報告、資料3平成30年度講演会・研修会開催予定、資料4平成31年4月利用開始者の募集日程について、資料5運営協議会委員による事業評価について、資料6外来訓練事業の今後の方向性について、資料7事業の利用終了に係る取扱いについて、資料8平成30年度運営協議会開催予定、資料は以上です。
会長	それでは、次第2「平成30年7月までの実績報告」について、センター長から報告をお願いいたします。
センター長	実績の報告をさせていただきます。まず、1相談支援事業（一般）について、これは新規相談の方が主な対象です。4月から徐々に増えていきます。次に、2専門相談については、福祉サービスの利用のための計画相談等も含まれています。また、この中には、お子さんのことではあるのですが、保護者の不安を軽減するというような相談もあり、保健所等と連携をしながら、いろいろ助言をしているというようなケースも含まれています。次に4児童発達支援事業です。定員21名のところ、今年度は22名でスタートしています。6月末で1名転居されましたが、すぐに1名の方が入っておりますので、数字的には変わりなしです。次に5放課後等デイサービスです。こちら1日定員10名で月曜から金曜までですので、在籍は50名となっています。7月末で1名転居しますが、今後1名、新規に受け入れる予定です。次に6保育所等訪問支援事業です。これも支給量を決定して提供するサービスですので、このような数字と人数になっています。次に7親子通園事業です。こちらは4月当初から見ると人数は増えていますが、年度途中でクラスを増やせるよう余裕も持たせてあるので、8月にはまた新たなクラスが増える予定です。最後に8外来訓練事業です。こちらは在籍120名ですが、現在、もう少し増えているかなと思います。以上です。
会長	ご質問、ご意見等がありますか。
委員	保育所等訪問支援事業はそれぞれ違う方ということでよろしいです

か。

センター長 はい。

会長 まだ少し余裕がある事業はどれですか？もう全ていっぱいですか？

センター長 余裕があるというわけではないのですが、保育所等訪問支援事業です。逆に、外来訓練事業に関しては、もうほとんど今の状態でいっぱいというような状況です。待機者も20名近く出ているようです。

会長 相談支援はどうですか。

センター長 相談支援は、計画相談が非常に今厳しい状態です。現状、1名の相談支援専門員が計画を作成していますが、取り扱う件数が多いので、新たに他の事業所を使う計画相談のご依頼については、なかなか厳しい状況になっています。これに関しては体制を強化する必要があるだろうということで、求人等もしてはいるのですが、なかなか応募がないという状況です。

委員 保育所等訪問支援事業ですが、訪問するメンバーというのはどんな形になりますか。非常勤の心理士さんも行くのですか。

センター長 はい。心理士さんが主に訪問させていただきます。

委員 1人で行くということですか。

センター長 はい。

委員 例えば訪問する園によって雰囲気が違うと思うのですが、そういう雰囲気等はほかの心理士さんと共有したりなさっているのですか。

センター長 保育所等訪問支援で関わっている心理士さんからは、訪問後に報告を受けているので、それを共有しています。

会長 そのほかいかがですか。全体としては、かなり上限に近いけれども、申請があれば、保育所等訪問支援事業については、まだ検討の余地ありということですかね。このあたりが前期からの課題で、今期の課題

でもであると。もしなければ、次の議題に移ります。続きまして、「事務局からの報告事項」について、報告をお願いします。

事務局 それでは、次第3「事務局からの報告事項」、(1)市内中学校巡回の実施についてです。市内の公立中学校への巡回は、教育委員会指導室で実施しているものです。会長が担当されておられますが、そこに6月からセンター長も参加していただいています。それではセンター長から少しご報告をいただきたいと思います。

センター長 会長からお誘いいただき、参加させていただきました。それで、実際に2つ衝撃だったことがありまして、1つは、きらりのことを知らないという先生がすごく多かったことです。これは、今後顔を売っていかなければいけないなということを感じました。きらりというのはこういうことをやっているのだということを知ってもらう努力が必要かなと。もう1つは、今までどこにも相談しないで、そのまま中学校に来た大変なお子さんがたくさんいるのだということを目の当たりにして、なるほど、これはなかなか授業を進めるに当たっても、先生方が大変だなと。一方で、クラスメートがそれに対応できる力を持っていて、よくやっているなという印象でした。やはり、関わり方というのがもう少し小さい頃からうまくできていれば、もっとうまい生活ができたのではないかと思ったりしたので、将来のことを考えると、まだ何も手帳を取得されていないというようなことを知ると、いろいろなことを感じました。ただ、そんな中でも生き生きと学校生活を送っている子どもたちが多かったなという印象です。今後も参加させていただけるようでしたら、継続していろいろ市内の子どもたちの状況を見たいなと思いました。

会長 きらりが知られていないということについては、言ってもなかなか信じてもらえないというか、5年もたったんだから、そんなばかなと。ほんとにコーディネーターの先生から「きらりって何ですか。」と言われたんです。本当にショックだったし、このような状況なんですね。これは中学校でしたけれども、ほんとにここまで来てしまったと言えらると思うんですね。5年もたったのに、来てくれる方を待っているという形ではもうだめだということは明らかだし、それから、出かけて実際にサービスを届けなければどうにもならないということはひしひしと感じているので、今のきらりをどんなふうに変えていけるのか、そこが課題であるなということなんです。

会長 何か関連してご意見ありますか。

委員 私はきらりについては知っている方だと思っていましたが、それでも小学校卒業までしか利用できないとっていて、建前として18歳までは利用できると知ってはいましたが、それはあくまで建前だと思っていたので、知識がない方は余計に、あそこは小さい子が行くところであるという意識なのだろうなと思いました。今回、市内の中学校巡回に行かれたことはすごく画期的だと思うのですが、実際に今後、中学生の方が相談に来た際、きらりとしてはどのように対応していくイメージを描いておられるのかが知りたいなと思いました。

センター長 相談や何かしらのサービスにつなげることができると思うんですが、実は私たちの課題になっているところは、気になる点はあるけれども、うちは別にそうじゃないんでという保護者に、将来のことも考えて、うまく生活していけるようにするにはこういう方法もあるよということをどのように伝えるかということです。現状としては、あえてどこにも相談しないという方もいる。一方で、知らないためにサービスにつながっていないという方もいる。そういった方達にどうやってきらりに連絡してもらうのか、また、アウトリーチじゃないですが、それによって、壁を低くしていくという状況はつくりたいなと考えています。

委員 わかりました。

会長 巡回相談をやっていて一番思うのは、ほんとうに学校ごとに全く文化が違うということと、お子さんの家庭にそれぞれ事情があるので、やはり通り一遍の専門性だとどうにもならないんですね。だから、それを知らないことにはやはり支援にならない。また、きらりのことを知っていれば、垣根が低くなるので、あの人ならば相談していいよと、いい風評が広がってくればなど。そういうところから始めなければいけないのかなとっていて、ぜひセンター長だけでなく、担当の方々にも来ていただければと思います。

委員 最近個人的にあったことで、通っている園の先生から、きらりは園に見学に来たり、逆に担任の先生がきらりへ見学に行くことは可能ですかと聞かれたので、可能ですよとお答えしました。私は保育所等訪問

支援事業のことだと思い、きらりの先生が園に来ていただいて、雰囲気を知っていただければ、先生同士もつながるし、今後のきらりの発展のためにもいいなと思いました。それで、いざ保育所等訪問支援事業をやろうと思ったときに、金額の問題がでてきました。いざ申請しようとした際に、料金が4,000円ぐらいと知っていたんで、うちの子に問題があって来てほしいと言われているわけではなく、ただきらりと園の先生をつなぐために4,000円を払うのはきついなという気持ちになったんです。そこで、他の事業所の値段も聞いてみようと思い、聞いたところ、うちの事業所に通っている方は300円程度と言われました。それは法律の関係で、そういう値段で済むんだよと言われて、逆に、きらりの場合は、きらりに通っていない子を見に行ったりするから、規定が異なり、値段が違うんだよと言われました。私としては、300円程度なら払えるし、来てもらおうと思いました。きらりが悪いとかではなく、その事業所はスタッフの人と全員顔見知りということもあり、園の雰囲気とか、こういう遊び方をさせていて、それでこういうことでもめたりするというのが全体に周知されるんじゃないのかなと思ったんです。きらりだと、園の雰囲気をきらり全体に周知してもらえるのか分からなかったのも、その園の雰囲気がわからないまま来た専門職の方が1人で見て終わってしまったら、4,000円もったいないと思ってしまったんです。また、別の機会にその話をほかの人にしたら、国分寺とかは、巡回相談が来るのでお金とかはかからず、支援の必要があったら発達支援施設に紹介してもらえるんだよと聞いて、なぜきらりはお金がかかるんだろうという疑問が湧きました。市のやり方、法律の関係で、金額ややり方も変わるのでしょうが、隣の市が無料だという噂を聞くと、なぜなんだろうと。実際、施設と園の連絡がうまくつかなかったので、まだ実施せずに2学期になっている状態ですが、実際やりたいと思って行動を起こしても、先生たちも忙しいし、事業所のスタッフさんも忙しいし、思うようには進まないんだなというのを実感しました。

事務局

ではまず、その施設からの話について、何点か相違点がありますのでご説明させていただきます。まず保育所等訪問支援は児童福祉法に規定されているサービスです。これには世帯の所得に応じた利用者負担の上限月額というものがあり、世帯の収入によって0円、4,600円、37,200円と3段階に設定されています。1カ月にどんなにサービスをご利用いただいても、これ以上はかかりませんよというものです。きらりで保育所等訪問支援を1回ご利用いただくと、概ね800円程

度です。なので、4,000円掛かるということはありません。

委員 外来訓練とあわせて利用しても上限4,600円ですか？

事務局 外来訓練、親子通園は市の独自の事業で、児童福祉法に規定されたものではないので、これは負担上限月額という考え方はありません。外来訓練は1回1,000円と決まっていますし、親子通園については、無料です。例えば、保育所等訪問支援を月に何十回も使ったとすると、利用者負担が4,000円まで行くことはあるかもしれませんが、1回、2回の利用で4,000円ということはありません。次に、巡回相談の話ですが、小金井市では巡回相談は公立保育園で実施しています。私立保育園には費用の一部を補助しているようです。小学校、中学校は指導室が実施している状況で、学童はきらりが行っています。巡回相談というのは、基本的にはこちら側から訪問するという事業ですので、原則訪問先に在籍しているお子さんに費用が発生するということはありません。逆に保育所等訪問支援は、利用者からの依頼に応じてきらりが訪問するので、利用者負担金が発生するという違いがあります。

委員 なるほど。種類が違うということですか。

事務局 保育所等訪問支援と巡回相談というのは全く違います。

会長 巡回に関わって、そのほかよろしいですか。では、続きまして、(2)講演会・研修会の開催報告について説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2をご覧ください。こちらは6月に開催した一般市民向け講演会と支援者向け研修会の開催報告です。まず、支援者研修は年2回のうちの1回目です。内容は、「幼児集団で気になる子への支援～あなたの園ではどうしてる？～」です。開催日時は6月18日、グループワークで実施しました。参加者の内訳は以下のとおりです。アンケート結果から、概ねご好評をいただいていると考えています。ただ、ここでも巡回相談についてご要望をいただきました。続きまして、一般市民向け講演会です。こちらも年2回開催です。内容は、「『ちゃんと人とつきあいたい』支援について」で、ソーシャルスキルについて学芸大学の橋本先生にご講演いただきました。こちらは6月27日開催で、実施形式は講演会形式です。参加者数は94名で、平日の朝

にも関わらず沢山の市民の方にお越しいただきました。続きまして、きらりの保護者学習会です。年3回開催で、きらりの利用者の方向けに行っています。今、お子さんがどういった療育を受けているのかとかということも含めて学習していただき、より療育効果を高めることを目的に開催しているものです。今回の内容は、「ペアレントトレーニングってなに？」で、きらりで実施しているペアレントトレーニングの内容について、現在利用されていない方にその方法等をお伝えするというものです。講師はきらり所属の臨床心理士の方で、平日の朝にも関わらず、40名の方にご参加いただいています。報告は以上です。

会長 平日の午前中にも関わらず参加した方がすごく多いですが、もう少し休日の開催なども考えなきゃいけないのかなとも思いました。他に何かご意見ありますか。

委員 平日の夜ということで、多くの職員が出席できていて、また、6月というのは比較的行事も少なく、報告書を見ても学びが多かったという意見がすごく多かったので、ぜひこれからも続けていただけるとありがたいと思います。

会長 支援者研修はぜひこのような時間帯で今後も開催されるとよいですね。そのほかいかがですか。それでは次に、(3)内容について説明をお願いします。

事務局 今後の開催予定で1点ご報告させていただきます。資料3として、前回配付した平成30年度講演会・研修会開催予定を再度配付しています。この中で、11月29日開催予定の支援者研修については、まだ内容が決まっていません。もともと障がい児の就学前の準備等について講演会形式で企画をしていましたが、なかなか調整が調わず、現在未定となっています。現状、内容について再検討していますが、何か開催内容についてご意見等ございましたら検討内容に加えていきたいと考えています。以上です。

会長 事前打合せの際に話のあった指導室との調整はどうなっていますか。

事務局 申し訳ないのですが、まだ調整できていません。本日は、いつもなかなか講演会のご意見を伺う機会がないので、何かあれば頂戴したいなということです。

- 会長** では、そのことに限らず、こんな方の話を聞きたいということがあればお出しただければと思います。
- 委員** 今のお話で、11月29日の支援者研修で就学相談に関する内容というのは時期的に遅いんじゃないかなと思っているのですが、やるのであれば6月の方が、来年度に向けてということでよいのではないのでしょうか。
- 事務局** 今回は就学相談というよりも、就学に向けてどういった準備が必要かとかいったような内容を考えています。
- 会長** 来年に向けてということですか？
- 事務局** はい。
- 会長** 副会長にお願いしてみるのはいかがでしょうか。
- 委員** 内容をよく聞いた上で検討が必要かと。
- 事務局** 内容をもう一度検討して、調整できればと思います。
- 会長** それでは次に、(4)児童発達支援事業の利用者数について、説明をお願いします。
- 事務局** 資料はご用意していませんが、前回の運営協議会におきまして、児童発達支援事業は定員21名、在籍22名とご説明させていただきました。また、前期の第2期運営協議会でも、在籍者数が23名になっている月があることについて、特例的かつ緊急的に1名増としているだけで、23名を継続していく考えは持っていない旨をご説明させていただきました。しかし、今年度4月より、在籍はしているけれども通所されていないという方が1名います。細かい現況は個人情報とですので控えさせていただきますが、結論として、きらりに籍を残したいと希望されています。現状、きらりには利用実態がない方の利用を強制的に終了させるという直接的な規定はありません。ただ、児童発達支援事業は待機されている方もおり、なるべく早く1人でも待機されている方を受け入れていきたいと考えていますので、特例的では

させていただきます。次に、12月から2月の間に利用承諾書を送付します。これは利用の内示のようなものとお考えいただければと思います。お子様によって、ご家庭の事情や他施設の利用状況などにより利用の有無が変わることがよくあり、また、保育園等の障がい児枠の利用決定等を待ってから利用を決めたいという方もいらっしゃいますので、本決定である3月の利用承認、利用契約の締結の前に、それぞれ内示という形で承諾書を送付させていただいております。なお、事業によって日程が異なっているのは、利用希望者数、事務処理期間に差があることもありますが、特に、児童発達支援事業は、保育園・幼稚園の障害児枠決定の前に、きりりの利用が確保できるよう決定を早くしているためです。そして、最後に本決定である承認通知の発送と利用契約の締結が3月にあるという流れです。説明は以上です。

会長 大体例年と流れは一緒ですね。

事務局 はい。

会長 他に何かご質問等ありますか。よろしいですか。それでは、続きまして、次第5「運営協議会委員による事業評価について」について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料5「運営協議会委員による事業評価について」をご覧ください。今年度も業務評価報告書を作成したいと考えておりますので、内容等についてご確認させていただきます。まず1、評価対象事業は昨年度と同様に、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、外来訓練事業、親子通園事業の4事業です。相談支援事業と保育所等訪問支援事業について現場に行ってみ学は難しいということで、4事業に絞らせていただいています。次に、2評価項目は、経年の変化が確認できるよう、前年度同様の10項目です。次に、3評価基準です。こちらも同様に変更なく、十分であるから不十分であるまでの5段階です。次に、4評価方法は、職員へのヒアリングと事業の見学です。最後に5スケジュールは、11月の運営協議会で詳しい日程をお示ししますが、11月～1月あたりを考えています。その後、第三者評価の結果とあわせて、2月の運営協議会で最終的にお示しします。また、今回で5回目の作成となるため、過去の評価結果と経年で比較できるよう今年度は少し工夫していきたいと考えています。以上です。

- 会長** 前回と少し変えたのは、せっかくやってきたことなので、この5年間の経年比較をやってみようということです。説明内容について、何かご意見ありますか。
- 委員** 事業見学は、委員が全員行くという形ですか？
- 会長** はい。
- 委員** 日程はどのように？
- 会長** 予定に合わせて調整をしていきます。
- 事務局** 我々で期間を決めて調整します。
- 委員** 全員で一緒に行かなくてもよいということですか。
- 事務局** 必ず全部の事業に来ていただくということではなく、可能な日程でお越しいただくということです。なるべくお越しただけそうな日程で調整させていただきます。
- 会長** ばらばらと行くことになりましたが、きらりに支障はないですか？
- センター長** 例年支障なく行っていると思います。
- 委員** 何日かに分けていくんですか？
- 事務局** 午前中に見学できる事業だけという方もいれば、午後も来ていただいて放課後等デイサービスもご見学いただく方もいます。また別の日に分けて来ていただく方もいらっしゃいます。お仕事やご予定もあるかと思しますので、可能な限りということをお願いしています。
- 会長** 他にはよろしいですか。それでは、続きまして、次第6「外来訓練事業の今後の方向性について」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局** 資料6「外来訓練事業の今後の方向性について」をご覧ください。こ

これは前回からの継続議題です。まず、1課題として、外来訓練事業の年度当初の利用希望者が増加しており、年度途中からの利用希望者に対応できない可能性があるというのが1点、また、現状月3回の利用枠を確保していますが、3回の利用に至らない方が若干いるということで、稼働率が85%程度となっているということが2点目です。次に、2前回の議論で、全員一律に月2回に変更するというのは望ましくないのではないかとのご意見があったこと、また、利用契約の際に、きりりから利用率や待機のことについて一層の周知をすることで稼働率を上げていくべきである、という2点だったかと思います。そういった中で、3利用回数に関する今後の方策案として、案1から案3までを挙げさせていただきました。案1は現状のまま月3回の訓練回数を確保する。これですと130人前後が受入可能者数であると想定しています。案2、全員月2回とする。これは前回あまり望ましくないというお話でしたが、一応記載してあります。これに変更すると180人前後まではいけるのではないかと予想です。今回は案3ということで、年齢によって訓練回数の上限を変更するというものです。これは例ですが、2歳から4歳までは月上限3回、5歳から6歳までは月上限2回などといったような形です。最後に4適用時期ですが、いずれかの方策案に決まった場合、31年度からすぐに実施するのか、32年度以降に経過措置等を設けて実施していくのかということです。説明は以上です。補足がありますか？

センター長

方策案の案3は、例だと2歳から4歳で月3回となっていますが、その逆もあり得るだろうとは思っていて、就学が迫っている方が急遽入ってきた場合などは、集中的に訓練を入れたほうが就学に向けて良いというパターンもあるかと思います。これはあくまでも個別に対応できる回数を保障していくということです。

事務局

事務局としては、現在、在籍者数が資料1でお示ししたとおり、124名程度まで増えていることを考えると、年度途中での受け皿がないという形が心配なところで、できれば案3あたりにできるといいかなという思いではあるので、ご意見いただければと思います。

委員

これは案の1、2、3のどれかを選ばなければいけないということですか？

事務局

必ずこの中から選ばなくてはならないということではありません。反

対意見等が趨勢であれば、もう一度持ち帰りたいと思います。

会長 どれか1つに絞って実施していくということで、これ以外にも案があればここで協議したいと思いますが。

委員 思いつきですが、以前グループの外来訓練を利用していた際、やはり稼働率はおそらく85%を切っていたのではないかと思います。今は外来訓練が6歳児までということですが、結構習い事があったりして忙しい方もいるし、冬だと風邪を引かれて休むこともあると思います。なので、3回を希望する人はもちろん3回ですが、最初にうちは忙しいので2回でいいですというように申し込んでくれれば、他に待っている方の枠が空くのではないかなと。きらりに月3回行くのは大変だから2回にしてもいいという人も、もしかしたらいるのかもしれないと思って。結構皆さん忙しくされていたので、2回でいいと言う人には2回という選択肢もなくはないのかな。親御さんの考えによると思いますが。

事務局 実は既に選択制にはなっています。前期の運営協議会にてお諮りしました。基本的には3回ですが、中には2回とか1回でいいよという方がいらっしゃいます。前回、そういったことについて注意書きが利用契約書の中に記載されているのだけれど、それをもっと周知していけると稼働率の向上に繋がるのではないかというお話はいただいていたかなと思います。

会長 先週までに実際稼働率は上がりました？

センター長 実はすごく悩ましいところで、例えば3回確保が前提にあると、やはり皆さん3回を選択されます。そこがスタートラインですと、おのずと2回、1回という方は最初から少なくなります。基本となる確保回数を減らさない限り、待機の方を受け入れるキャパシティーはなかなか生まれないのではないかと思います。我々も色々悩んで今回の提案となったところです。

委員 では、例えば3回申し込まれた方は、月の最初に3回分の料金を支払うこととして、病気や事故の場合を除いて、ほかの用事を優先される場合は最初に料金をいただいておりますか。

事務局 料金は既に最初に3,000円いただいています。説明が不足していたのですが、基本的には前月中に申し込んでいただいで、確保した日数分先に料金をいただいでいます。逆にキャンセルになっても返金はしていません。それは、その日程で専門職の方を既に配置していますので、急にお休みされても専門職の方をキャンセルするわけにはいかないためです。1回1,000円という料金が高いか安いかは個人の考え方ですが、通常きらりで行っている外来訓練の内容を民間でご利用いただくとその何倍もの金額になるという話も聞きますので。

委員 私は実際通わせている親として、結構第3案は現状に合っているなど思っていて、年少と年中のときは本当にきらりでの訓練は大事だから絶対3回行かせるといふ感じだったんですが、年長になってから園を休んできらりに行かせたらちょっとかわいそうかなと思ってしまうような内容の日とかが出てきたんです。例えば運動会の前の日とか、毎日、練習している姿を見て、前だったら休んで行ってもわからなかったのが、この日はもう練習があるからとなってくると、これをきらりで休ませるといふのはちょっと難しいなど。園は園でプログラムをつくって、一連の毎日の生活を繰り返すことで積み重ねていくものもあるので、きらりで抜けちゃうことがプラスなのかマイナスなのかと悩んでしまうことがあつたりします。あと、5、6歳になると体力もついてきて、ほかの習い事にも行くようになると、振り替えの日にもちも難しくなつてきたんですね。3回毎回行かせたいと思つていたのが、年長になって厳しいなどいふのが出てきてしまったんです。なので、年長である程度適応力のある子といふのは月2回でもいいのかなと思つています。あと、たくさんの子が訓練を受けてほしいといふ意味で、例えば5、6歳は、特性によっては集団での訓練がよい場合もあると思つるので、園が終わった時間帯にグループ訓練を行うといふ形であれば効率的に多くの子に訓練を利用してもらえるのではないかと思ついます。1つの案として、検討をお願いします。

会長 結局、回数制限だけではどうにもうまく折り合いがつかないところですね。きらりは発達支援を行う施設なので、年齢が小さいときには支援の回数を多くして、年齢が上がってくるにつれて度合いが少なくなるという観点を入れることで、回数制限だけでなく発達支援としても整合性がでてくるということですね。さらに、今、委員さんがおつしゃつたとおり、個人の指導ではなく集団指導にすれば、もう少し5、6歳児の子どもたちの支援ができると。あと、できれば平成32年度

ではなく、次年度から対応できる形で進めていきたいので、ほかにご意見いただいて、可能ならば11月の運営協議会で決めればいいですか。

事務局 11月ですと、来年度の申し込みには間に合わないですね。応募開始が11月1日なので、次年度からであれば、案3にするか、現状のままかを決めていただいて、細かい内容についてはある程度事務局とセンター長で調整していくこととなります。

委員 私は案3が基本的にはいいのではないかなと思うのですが、年齢によってというところにすごく引っ掛かっていて、委員がおっしゃったように、自分も子育てをした上で思うのですが、やはり大変な時期は2～4歳で、5～6歳になると2～4歳の積み重ねのある子は2回ぐらいでいいだろうと思います。ただ、何回か話題に出ている、親が認めなくて訓練の開始が遅れている子はやっぱりたくさんいると思うので、原則は年齢によってですが、訓練の開始が遅れている子は、最初は回数多めにできればいいかなと思います。例えば5歳の時点できらりですべて訓練を受けていない子だったら、あと残り1～2年は3回がよいと思うので、臨機応変に対応する補則があってもいいと思います。利用開始年度、スタートから何年間は3回で、それ以上経ったら2回に変わるというような、やんわりとした逃げ道があるといいかなと思いました。

センター長 いろいろお話を伺って、やはり個別の状況に合わせてどのように訓練を提供できるかということかなと思います。例えば、1つの考えですが、個別の状況に合わせて最大3回の訓練を提供できますということにしておいて、年齢やその子に合わせて個別に対応をしていくという部分がこの案3に含まれたりするといいのかなと。

会長 であれば、原則2回にして、個別によって3回の人がいるということにしないと、全員が最大3回あるとしたら、結局枠が増えてはいかないので。

事務局 先程委員が言われたように、5歳や6歳で、あと少しで就学という状態で初めてきらりに来て、今まで何も療育を受けてこなかったという方が年に数名はいます。そういった方については、現状急いで療育につないでいくという態勢をとっています。

- 会長** やはり皆さん個別の事情があるので、その事情によっては特別に対応するといった一文を入れるというのはどうでしょうか。
- 事務局** そういった場合については特例的に対応するという事です。
- 会長** その子にとってマイナスにならないという意味で、特例的な取り扱いがあるというような一文をいれないとやはり難しいですね。
- 委員** ただ、保護者の方々にもネットワークが結構あって、あの子は3回できていて、うちは2回しかできないといった声もでるかと思うので、何か補足の規定があればいいのかなと。
- 委員** たしかに、きらりで知り合った親同士で、うちは今年度2回なのに、何でそっちは3回なのということは絶対に起こり得ることかなと思います。
- 会長** そこはどんなに作り込んでも、規定を変えるとそういったことは起こりうるので、事務局がしっかり対応してもらうしかないと思います。なので、利用制限をかけるという言い方をするのではなく、できるだけ多く子どもたちに利用してほしいし、困難のある子どもたちにより丁寧に対応していきたいという理念をしっかりと保持しながら、どのようにして利用者の数を増やしていくのかといったような趣旨をどこかで書かないと、多分クレームが多くなるでしょう。
- 会長** この時間で、これ以上決めるのは難しいですか。では例えば、事前に案文を事務局で作って、各委員に送って了解をとるという進め方は可能ですか？
- 事務局** 可能です。
- 会長** ここで決めないと、もう1年先延ばしになってしまうので。年齢だけで区切ってしまうと、やはり難しいと思いますので、その趣旨をどう書くかが要だと思います。なので、案ができたなら、次回を待たずに事前に各委員に見てもらい、これでいけるということであれば10月からの募集で配布するという形でどうでしょうか。合意できなければそれは難しいということで、次回に持ち越すということで。

(反対意見なし)

- 事務局** では、その方向で対応します。
- 会長** 今回のこの議論を踏まえて、事務局で案をつくり、11月の運営協議会を待たずになるべく早くメール等で案をお示しいただいて、来年度の募集に間に合う形で進めてください。
- 事務局** 確認ですが、案3の方向で考えてよろしいということですか。
- 会長** はい。そこが年齢だけなのかどうか、そこは検討がありますが、回数の上限を変更するという趣旨です。
- 事務局** はい。早い段階でお示しできるように対応させていただきます。
- 会長** では、そういった形で進めさせていただきます。ありがとうございました。
- 委員** 少し気になったのは、今までご利用になられていた方はそのままですか。
- 事務局** 外来訓練は毎年募集をする形にさせていただいています。ずっと同じ方が使い続けると、次の年応募した方が入れなくなってしまうので、年度ごとに利用決定をさせていただいています。ただ、平成31年度から適用ということであれば、今、利用されている方も対象になる場合はあるかと思います。
- 委員** わかりました。
- 会長** それでは、次第7「事業の利用終了に係る取扱いについて」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局** 資料7をご覧ください。先ほど、次第3の(4)で触れましたが、今後のきらりの利用終了に係る取り扱いについて、案を作成いたしました。まず、小金井市児童発達支援センター条例第9条に利用承認の取消し等という項目があります。「指定管理者は、次の各号のいずれかに

該当すると認めたときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる。」となっており、第1号としては、「前条第2項第2号又は第3号に該当することとなったとき。」があります。前条第2号及び第3号とは「公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。」及び「事業を利用しようとする者が感染症の疾患を有するとき。」です。次に、第2号「災害等により施設が利用できなくなったとき。」も利用を停止等することができるようになっていきます。最後に第3号、「前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。」ということで、包括的な記載となっています。また、小金井市児童発達支援センター条例施行規則では、利用承認の取消し等として、第7条に、「指定管理者は、条例第9条の規定により利用を停止、もしくは制限し、又は利用承認を取り消す決定をしたときは、利用取消し等通知書により利用者に通知しなければならない。」という規定があります。ということで、条例第3号の規定については、特に具体的な事例は定められていません。しかし、影響の大きい行政処分であるため、これを根拠に指定管理者により利用の取り消し等を随時行うということは現状しておらず、基本的には使用されていない規定となっています。また、今回のように、在籍は希望するけれども、一切利用実態がないというような方がいることを我々としては想定していなかったため、例規上具体的な記載もしてはおりませんでした。そのため、今回の事例を契機として、この条例第3号を根拠とした、「児童発達支援事業、放課後デイサービス事業、外来訓練事業及び親子通園事業については、引き続き3カ月以上利用がない場合に、指定管理者の判断によって利用を停止、または承認取り消しをする」という取り扱いを、今後運用していきたいと考えています。なお、今後ともこういった運用を決めていく際には、その都度、運営協議会に確認しながら行っていきたいと考えています。

会長 本事例はあまりにも特殊で、個人情報にかかわる問題なので、一切個別の情報を明らかにすることはできないということですが、ただ、こういったこともあるのが実態なんですね。ですので、このような取り扱いがないと対処できないということで、こういった取り扱いを設けるかどうかということについて、ご意見をいただければと思います。

事務局 きらりの利用に関しては、基本的に指定管理者と市で利用調整会議というものを設置しているため、利用の終了や停止については、その会議を開いて、そこで判断していくというような形には事務手続上なる

かと思えます。

会長 この取り扱い案は、(3)のところに、どのように記載されるのですか。

事務局 条例等例規の改正は考えていませんが、条例の当該条文を根拠として、こういった取り扱いにしますという形で通知するようになるかと想定しています。

会長 そのためにも運営協議会で承認を経るということですが。

事務局 はい。

会長 何か文書的なものは残しますか。運営協議会の会議録に経過を残して承認ということで進めていくのか、あるいは市の中で別途何か文書で残すのかということはどうですか。

事務局 基本的には、運営協議会の会議録で承認されたということが確認できればよいかと考えています。

会長 条例の改正は結構大変ですが、それには該当しないということで、この協議会の承認をもって取り扱っていくということですね。

事務局 はい。

委員 1つよろしいですか。案の中で、引き続き3カ月以上利用がない場合とありますが、3カ月とした根拠は何ですか。

事務局 1か月程度休むことはしばしばあるかなということで、特に具体的な根拠があるわけではないのですが、こういった取り扱いだと3か月という規定が多いかなというところで、3か月としています。

会長 今日、これが承認された場合は、取り消し通知を出しますか。

事務局 今回の方については、本取扱いを事前にご説明していないので、いたしません。利用契約書等に記載させていただいてから適用していきたいと考えています。

会長 今回は、今後の推移を見るということですね。

センター長 今回の方に関しては、籍が残っているということで、在籍者を増やすという形で対応します。本取扱いは、平成31年度以降に適用します。

会長 実施年度等は記載されてないですね。

事務局 失礼いたしました。平成31年度以降です。

委員 「利用を停止又は承認の取り消しをする。」となっていますが、これは3か月以上利用がない場合は必ずするのか、それとも、できる規定にしているのか、わからないのですが。

事務局 例えば3か月ぐらい入院するとか、そういったこともあると思いますので、「指定管理者の判断により」という箇所を幅を持たせてあります。

会長 例えば何度も督促したけれどもといったような文言がなければ、引き続き3か月以上利用がないということだけだと、今言ったように、病気だったことをたまたま知らせていなかったということもあるかもしれないので、そうすると不可抗力の事由も入ってしまうので、書きぶりにもう少し工夫が必要ではないでしょうか。本当に止むを得なく利用を終了させてしまうのだと、そういったニュアンスが弱いのではないかと思います。

事務局 当初は、「特段の事情がある場合を除き」などの文言も入れようかと考えましたが、そうすると、今度は特段の事情とは何かということになると思いましたので、シンプルな文章にしました。ただ、文言については、もう少し検討させていただきます。

会長 正式に文章として残すには、次回の11月でも遅くはないですか？

事務局 それは大丈夫です。

会長 そこで、きちんとした文書としてもう一度、承認していただくということはいかがでしょうか。

事務局 では、いただいたご意見をもとに文章を修正いたしまして、再度お示

ししたいと思います。

会長 これについてはよろしいですか。それでは、中身の方向性については、ご承認いただきながら、文章についてはさらに整えて、次回の運営協議会で再度確認するという流れでお願いします。

会長 それでは、次第8、「今後の開催日程について」について説明をお願いします。

事務局 資料8「平成30年度運営協議会開催予定」をご覧ください。次回は、11月6日、火曜日、10時からを予定しています。場所は、現在、調整中です。

会長 それでは、次第9「その他」ですが、本日出た議題以外に、何か議論されたいことはありますか。

会長 それでは、何度も申しわけないですが1点だけ。小金井市にきらりができたことはうれしいのですが、やはり課題が多いのではないかと考えています。特に外へ出ていくというか、いろいろなニーズを待っているのではなく、拾い集めることが大事ではないかと、そういったご意見が多いと思います。本日は、先ほど中学校巡回の報告もありましたが、やはりいかにしてニーズを掘り起こすかということについて、議論の時期に来ていると思うのですが、センター長いかがでしょうか。

センター長 今、いろいろと話題になっております巡回相談につきましては、今後実施できるよう、市と色々と相談しています。皆様にご要望されているような形を具体的に進めていきたいなということは今も考えておりますので、喫緊の課題だと認識しております。

会長 きらりの相談支援事業には専門家がたくさんいると思いますが、やはり、子どもがどういう地域で、特に学齢の場合はどういう学校に通っていて、担任の先生がどのような方で、その学校との意思疎通をどうやっているのか、というようなことがわかっていないと相談にならないのではないかと思います。やはり、相談支援事業の質を上げていくというか、特に学齢のところが弱いと思うのですが、いかがでしょうか。

センター長 相談支援事業の強化については、実際にきりり内部で話をしております。そして、人員配置をもう少し厚くする方向で動いています。

会長 そのときに、実際に現場に行って先生の話の聞いたり、子どもたちの様子を見るということが、何よりも重要な専門性を上げていく方法かと思うのですが、そのような機運をきりり内につくっていくことは可能ですか。

センター長 可能だと思います。

会長 厳しいことを申し上げましたが、5年経って内部を固める時期から、外に出ていくこと、それから、今日も出ましたが、小さな子どもたちの施設という印象がすごく強いので、学齢期の子どもたちにも対応できると言っていくためにも、やっぱり専門性を上げていくことが必要だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

センター長 はい。

会長 そのほか何かありますか。

委員 会長のお話で、市内の中学校の巡回の実施報告がありましたが、小学校の巡回もされていますよね。そちらには、まだきりりは関わりを持っていないということでしょうか。今回、中学校は会長から促しもあったかと思うのですが、小学校はどうなのでしょう。

センター長 このような形で巡回に同行させていただくことが今までなく、前回、会長にお誘いを受けたのが中学校だったので、中学校からスタートさせていただいたというところです。

事務局 また、小学校は市内に9校ありまして、センター長が全部同行するとなると他の業務に支障がでる可能性もあり、それであれば、そこにまた新たに人を配置する必要もでてきますので。

委員 では、今回は取っ掛かりとして数が少ない中学校に行ったということですか？

事務局 はい。

センター長 自分自身が体験することで、貴重な経験になっています。

会長 いつも小金井特別支援学校の先生にもメンバーに入らせていただいています。入っていただくと、全然違いますね。先生はずっと市内で小・中の巡回に入らせていただいているから、実態を見ているから、特別支援学校の専門性や小金井市の状況についてもよく話をするのですが、同じ先生はずっと同じ子どもをよく見ているので継続性がありますし、そのようなことがきらりにも必要なのではないかと思います。

会長 そのほか、いかがでしょうか。
それでは、本日いただいたご意見をもとに、事務局で調整をお願いします。次回は、11月6日、午前10時からですので、よろしく願いします。本日はどうもありがとうございました。